第12回鴨川府民会議 概要

- 第1 日時 平成22年11月19日(金曜日) 午後1時30分から4時30分まで
- 第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕(座長)、川﨑雅史(副座長)、池永昇、石川一郎、上田文博、大牟田英子、 金剛育子、久保明彦、菅恒敏、杉江貞昭、高橋恭弘、田中真澄、土屋義信、土居好江、 中田昭、中村桂子、西村淳暉、松井恒夫、山内康正、山本衣子(座長・副座長以外五 十音順)

【行政メンバー】

京都府 中野隆文(京都土木事務所長)

【事務局(京都府)】

前林保典 (建設交通部技監) 田井中靖久 (建設交通部理事) 、福井司郎 (建設交通部河川課参事) ほか

【一般傍聴 3名】

【報道機関 1社】

第4 内容

- 1 開会あいさつ
- ○事務局(田井中)

ただいま定刻になりましたので、府民会議を始めさせていただきます。本日皆様におかれましてはお忙しいところをお集まりいただきましてまことにありがとうございます。 ただいまから第12回鴨川府民会議を開催させていただきます。

本日の進行役を努めさせていただきます京都府建設交通部河川課の田井中でございま す。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、開会に当たりまして、京都府建設交通部技監、前林からごあいさつを申し

上げます。

○事務局(前林)

ただいま紹介いただきました建設交通部の技監をしております前林でございます。部長の安藤でございますけど、他の公務の関係で失礼をさせていただいております。私のほうからごあいさつを申し上げます。

鴨川府民会議のメンバーの皆様におかれましては、大変ご多忙の中、第12回会議にご 出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、去る10月15日に開催をいたしました上中流域の現地調査には、金田座長様初め、 多数の方々のご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、晩秋を迎えまして、きょう御所の一般公開もされておりますけれども、鴨川でも 紅葉が大変美しい季節となってまいりました。

ことしも鴨川につきましては、条例に基づきまして、バーベキューとか打ち上げ花火の規制等の巡回指導を行ってまいりましたけれども、昨年に比べまして、指導件数も減少しておりまして、条例の趣旨が府民の皆様方に浸透してきているのではないかというふうに考えておるところでございます。今後とも啓発などを継続してまいりたいと考えております。

本日は議題といたしまして、現地調査の内容について、また昨年度から実施いたしております中州管理、それから前回の迷惑行為への対応などにつきまして、意見の交換をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局(田井中)

ありがとうございました。

次に、本日の出席の行政メンバーを紹介いたします。京都府京都土木事務所長、中野隆文でございます。

○中野

中野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局(田井中)

なお、京都市建設局水と緑環境部河川整備課長の川越順二様につきましては、急な公務 のため欠席となりましたが、本日の議事内容につきましては、改めて事務局からお伝えさ せていただければと思っております。 また、今回より井上様のご後任といたしまして、京都新聞社論説委員の石川一郎様に 新たなメンバーにご就任していただいたところでございます。

〇石川

どうぞよろしくお願いします。

○事務局(田井中)

ありがとうございました。

なお、奥野様におかれましては、ただいまちょっとおくれられているようでございます。 また、本日は中田昭様、新川達郎様の2名がご欠席ということで聞いてございますので、 どうぞよろしくお願いをいたします。

続いて、京都府の出席者をご紹介いたします。ごあいさつをさせていただきました前林 建設交通部技監でございます。

○事務局(前林)

よろしくお願いします。

○事務局(田井中)

私、建設交通部理事の田井中でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。そのほか関係職員が出席いたしております。なお、技監のあいさつでもございましたけれども、建設交通部長につきましては、本日欠席をさせていただいております。

議事に入ります前にお手元の資料のご確認をさせていただきたいと存じ上げます。本日は資料といたしまして、「次第」、「出席者名簿」、裏面が配席図になっているもの。 それから、資料1から資料7までをご用意させていただいております。また、松井様から「こいまち」向日市発!まちなか情報交換誌」というのもお手元に配られてございますので、よろしくお願いをいたします。

不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構でございますので、不足等がございましたら、事務局にお申し出いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、早速議事に入っていただきたいと思っておりますが、議長は座長にしていただくことになっております。金田様、議事進行をどうぞよろしくお願いいたします。

○金田座長

それでは、大変気候のいいときに日陰の部屋に入っていただくという形になってしまっておりまして、玄関を入られるときに、向かい側に行ったほうがいいんじゃないかと思わ

れたのは私だけではないとは思うのですが、ひとつしばらくいろいろとご意見を承りたい と思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日お手元の次第のように、報告事項3件と意見交換をお願いすべきこと 4件準備していただいておりますが、その前に前回のこの会議のときに傍聴の方から発言 のご希望がございました。そのときにはご趣旨を申し上げて、控えていただくという形に なりましたけれども、本来、この会議は公的な根拠ということを言えば、何の権限もある わけではございませんで、ただここでご議論いただいたことを尊重して府のほうで施策を 進めていただくというのが趣旨のものでございますし、そのために有識者と一般の公募と いう形でございまして、限定された人数でございますが、この会議にお願いをして、そこ で忌憚のないご意見を十分に承るということが趣旨でございますので、我々が特に傍聴の 方々からご意見を承って、それにどう反応するとかというところが趣旨であるとは思って おりませんので、その点そういうことでご了承いただいたらと思います。ちょっと事務局 のほうからそれにつきまして何かご説明をお願いします。

○事務局(福井)

河川課の福井でございます。よろしくお願いします。

鴨川府民会議につきましては、鴨川条例におきまして、府民と事業者、京都府、京都市 が鴨川、高野川について自由に意見交換をするための場として定めておるところでござい ます。

前回傍聴の方から発言の希望がございましたけれども、鴨川府民会議は委員の方がお 互いに忌憚のない意見をいただくことを趣旨としておりますので、きょうお配りしており ます傍聴要領のその他のところに書いておりますとおり、この場での傍聴の方の発言につ きましてはご遠慮いただくこととしているところでございます。

以上でございます。

○金田座長

ということで、決して閉じられた空間、閉じられた意見ではないのですけれども、委員の方々のほうがより一般的なご意見、あるいは動向を踏まえてご発言をいただけるものというふうにこの会議では理解しているというふうに思っておりますし、そのような形で忌憚のないご意見をいただくということ自体が大変重要なことだというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

2 報告事項

(1) 三条大橋〜御池大橋間の右岸高水敷整備について

○金田座長

それでは、早速、報告事項に入らせていただきます。報告事項のまず1番、「三条大橋~御池大橋間の右岸高水敷整備について」でございます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局(山本)

失礼いたします。河川課計画担当の山本でございます。よろしくお願いいたします。 座らせていただいて説明させていただきます。

資料1をごらんいただきたいと思います。2枚物になってございまして、これまでこの府民会議、それから、ことしの3月にシンポジウム等で鴨川の整備について、公共空間整備についてご意見を伺ってきたところでございます。三条、御池大橋につきましては、前回、今年度の工事で進めていくということで、2ページ目に前回まで、これまでの整備のイメージとしてご説明をさせてきていただいたパースをつけさせていただいております。これまで府民会議等でご意見をいただいた内容等を踏まえまして、できるだけゆったりとしたスペース、多くの方々がくつろげるスペースということで、安全な通路の確保、離合の確保等も踏まえながら整備をしていきたいということをご説明させていただいておりました。

この内容につきまして、さらにこうしたご意見を踏まえて、より緑のある空間をつくっていこうということで、最終的に整備の案として本日報告をさせていただきます。

1枚目のほうに戻っていただきまして、整備のパースの考え方でございます。この区間につきましては、下流が五条大橋のところで高水敷がなくなっておるところもございまして、通過交通としての自転車の通行量というのは非常に対岸に比べては少ないという状況もございます。

ただ、一方でこうした整備をすることによって、自転車の通行量もふえる可能性もございますので、やはり通行者の利用者の方々の安全な離合が確保できるような幅員というのは最低限確保していこうということで、3m50から4m程度の幅員はツールとしてはまず確保していこうということを考えてございます。

それから、緑のスペースということで、より多くの緑化の空間がとれるようにしてい

こうということを1点考えてございます。

それから、景観の専門家の方々にもご意見を賜った中で、同じ緑の面積であっても、 視覚的に、例えば橋の上から見たような場合でも、通路の位置を工夫することによって、 緑化の空間というのですか、緑の空間が非常に多く感じられるということがございます。 そういったことで通路を片側に寄せていくような配置を考えていこうと。

3点目でございますが、そういった中で、利用形態を考えますと、やはり川べりをゆったりとくつろいで散策されるという利用実態がございます。そういった中で川べりから通路までの間、背後に通られる方々の利用状況というのですか、川べりに座られて、くつろがれている方々との距離をある程度取っていこうということで、空間をできるだけそちら側に広めに取っていこうということを考えてございます。それから、あわせて、三条、御池間につきましては、高水敷の幅が約15mほど平均的にございますが、三条から下流、四条、さらに五条まで行くと、この幅が狭まってくるということがございますので、川べりから通路までの空間をできるだけ広くとっていくようなことを考えていくと、みそそぎ川沿いに通路を寄せたほうが、緑の空間、同じ面積であっても、より緑を感じられるというような状況がございますので、そういう配置を考えていこうということでさせていただいております。

それから、通路の舗装につきましては、この公共空間整備の中でもコンセプトとして 体に優しいという舗装材を使っていくということで、土系の舗装を採用していくというこ とで、そうした色合いをこのパースで表現をさせていただいております。

本日お示しさせていただいておりますイメージ、それと、左上に現在の状況ということで、こうした玉石張りの状況、それとのり枠がある状況でございますが、こうした現在の状況を改善し、より快適な利用を図れるような整備をしてまいりたいというふうに考えてございます。

工事の予定でございますが、ことしの11月下旬から来年の3月の下旬にかけて利用の 期間の少ない間を想定してこの整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、今後の対応でございますが、整備後、現場を見ていただきまして、鴨川府 民会議のメンバーの方などから、さらに意見を伺っていきたいと、より利用しやすいもの にしていきたいというふうに考えてございます。主な意見を伺っていきたい事項といたし ましては、現在のパースでは描いておりませんが、ベンチ、少し色合いをつけるような低 木の植栽、そういった付帯的なものをどうしていこうかというようなことをご意見いただきたいというふうに考えてございますし、それから、整備後の現状を見ていただきまして、改善すべき点等がございましたら、より利用者が多くなります三条、四条間の整備に反映できるようにご意見を伺っていきたいというふうに考えてございます。

報告は以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。三条大橋から御池大橋間の右岸の高水敷の整備のアイデアにつきまして、ご意見をいろいろといただいた、ご専門の方々から別途ご意見をいただいた分もあると思いますが、それらを総合してただいまご説明のような案でいきたいということのようです。さらにいろいろご意見をいただきながら、三条、四条間などのところにはもっと生かしていきたいということをおっしゃっておりますが、何かご質問などございますでしょうか。

○中村

日本野鳥の会の中村です。桂川とか鴨川等の低木とかベンチについてですが、ホームレスの人が住みつくから取ります、木は切りますというふうなことをよく事務所のほうにお電話いただくのです。それで、そういうことは最初からわかっていることではないかなと思うのですけれども、植えては切り、植えては切りというふうなことがないように、もし木を植えられるのだったら、地元の地域の方とご相談されて管理をしていただくとか、そういうふうな形で、植えておいては切ってするような形はちょっともうやめていただきたいなというふうに思います。

○金田座長

ありがとうございます。確かにご指摘のとおりですが、地元の方々と管理について相談しながらというのは、実は本日の3番の意見交換のところに迷惑行為への対応についてという項目を準備しておりますが、そこでもうちょっと具体的にご意見を承りたいと思っております。

ほかに何かご質問など。はい。

○田中

田中でございます。緑のスペースにつきましては、どういった、例えば芝生とか何かど ういう草かわかりませんが、どういったものの緑をつくりたいと思っておられるのでしょ うか。

○金田座長

お願いします。

○事務局(山本)

現時点では、今田中委員のほうからございましたような、芝生を今は前提に考えてございます。芝生につきましては、やはり根切りとかいろいろ良好な植生管理をやっていく中にはやはり維持管理等の問題もございますので、そういったところ、今後の管理等の中の工夫の中で協力していただけるようなことも、どういったことがあるのか考えながら、考えていきたいというふうに思っております。今ベースとしては芝を考えております。

〇田中

できるだけ、日本風といいますか、洋芝とかいろいろあるらしいのですが、日本のこういう地面にマッチした、あるいは河川敷にマッチしたものをできるだけつくっていっていただいたらと。もう一つは、元来ならこの地域は、非常に、いわば中心地でして、もっと早くこの今の姿を見ていて、もっと早くするべき施工というか計画ではなかったか、何かそこは、今さら言っても仕方がないのですけれども、事情はあったのですか。それとも、この自然の姿、土のまま、裸地のままのほうがいいという判断やったのですか。

○金田座長

お願いします。

○事務局(山本)

1つは、やはりこれまで、この公共空間について、十分な議論ができてなかったというところで、手が入れてこれなかった部分がございます。やはり利用面でなかなか通行しづらいという現状があったということはお聞きしております。やはり、この鴨川のアクションプラン、公共空間整備というものが一定方向性が出てきた中で書かれたということで、おっしゃるようにもう少し早い対応というのは必要だったかもしれませんけど、そういう意味でこれから頑張って進めてやらせていただきたいというふうに考えております。

○金田座長

どうぞ。

〇石川

京都新聞の石川です。きょう初めてですので、これは既に出ている話かもわかりません

が、ちょっと確認ということも含めて3点ほど今のご説明でお聞きしたいのです。1つは、この計画の費用、事業費、これがどれぐらいになるかということです。それから、2点目ですが、2枚目のこれまでのイメージパースを見ますと、中州にヨシ帯みたいなのが残っていますね。きょうこの1枚目の資料にはそれが描かれてないのですが、これは何か意味があるのでしょうか。それから3つ目、工事期間が11月から来年の3月までということですが、この間は、この部分の通行ができるのでしょうか。お願いします

○金田座長

お願いします。

○事務局(山本)

ちょっと今費用の関係、概算でございますけれども、調べさせていただいてすぐお答え させていただきます。

まず中州の件でございますが、これまで中州の管理につきまして、この府民会議でもご説明をさせていただいておりましたが、これまで中州について残すべきとか取るべきというご意見をいろいろ伺ってきた中で、今回、河川整備を進める中で、二条から七条にかけての間については、やはり治水上の安全制の面で考えると、中州を残しておく状況は、余裕が非常に少ない部分でございますので、できるだけ適正な中州管理という中で、水辺の中州については除去していこうということで考えてございまして、少し以前につくらせていただいたパースで現在の状況を反映して、この前回のパースでは中州が残っておりましたけれども、昨年も実際その中州をなくす工事を進めましたし、今後もこの区間については中州がないような管理を進めていくということで、イメージパースの中ではなくさせていただいております。

それから、工事については、一応この3月までの間については、一応仮通路を設けて、 工事期間中ではございますけれども通れるような工夫をしながら進めてまいりたいという ふうに考えてございます。

それから、費用でございますけれども、大体この区間280mほどあったかと思います。 約4,500万ぐらいの工事費を予定しております。

○金田座長

ありがとうございます。費用は私も今初めてお聞きしましたが、中州につきましては、 大変これまでもいろんな観点からご検討いただいておりまして、後でご報告をしてまたご 意見をいただきますが、いろんなデータをとりながら中州を部分的に除去したり、撤去したり、いろんな作業を進めるという形で今進めております。後ほどまた報告をしていただきます。

そういったようなことで、何か。はい、どうぞ。

○高橋

ちょっとお聞きしたいのですが、鴨川の整備ですけれども、私もよく鴨川をマラソンで 走るのですけれども、橋の下の整備は、今回は何かお考えなのでしょうか。非常にきれい に公園化されて整備されているところはたくさんあるのですけれども、橋の下がいつもコ ンクリートであったり、石であったりということだけで、あるいは橋脚がそのままであっ たりということもあって、橋の下を通るたびにイメージがそこで遮断されるという気がし ておりまして、できれば橋の下もきちんと整備をしていただければうれしいなと思ってお ります。

○金田座長

お願いします。

○事務局(山本)

橋梁下の部分でございますけれども、従来からそのやはり植生とかというところでは、 日陰になったりということで、十分な緑を残すような形ではなかなか難しい場所であると ころがございます。そうした中で、鴨川の橋梁部については、古くからの橋梁もございま して、川の流水断面を確保する上で一部切り下げておったりとか、そういった形状のとこ ろも多々ございますので、どうしても、水につかりやすい場所があるというか箇所になっ ているところが多いというところで、河川の形態上、水につかるところ、つかりやすい場 所であるということもございまして、表面をどうしても固めていっているというのが実態 でございます。

今のところ、その経年変化の中でそういう改修をしていかなければならない箇所等が出てくるような時期に、やはりそのあたりのところについては、どういったことが整備の中で考えられるのか、またこの会議にお諮りもしながら、考えてまいりたいというふうには思っております。

○金田座長

今回のこの整備には橋の下は入っていないんですか。

○事務局(山本)

はい。すいません、ちょっと説明が不足しておるのですが、今回三条大橋の下の部分に ついては入ってございません。ここのところについては来年度以降。

○金田座長

御池の橋も。

○事務局(山本)

御池の橋も入ってございません。

○高橋

橋の下、ぜひとも何も植栽を植えるだけではなくて、造型的に古都にふさわしいような橋の下のつくり方というのが幾つかあると思うのです。それをつくることによって、あるいは、確かに今、川の水面に近い、掘り下げてあるところもあるのですけれども、掘り下げる必要があるよりも、当然橋の高さであると思うのですけれども、1つは今申しましたように造型的に古都にふさわしいような開発、あるいは改善をお願いしたいというのと、浮浪者が橋の下に、大分減ってはきていますけれども、住みついているということもあって、そういう対策も含めてご検討いただければ、今後の課題としてありがたいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにご意見。はい、どうぞ。

○池永

今おっしゃいました橋の下の問題、私も提案しようかなと思っていましたのですけれども、違う観点からなのですけれども、前々回申し上げましたように、御池あたりから五条ぐらいまで日陰がほとんどないと。日陰を確保しようと思いましたら橋の下がある意味合いでは日陰になっているわけでして。それで、この区間で大きな木は植えられないと、洪水等の関係で。夏場ですね、やはり人が、京都というのは、あちこちで昼寝できるような場所があっていいのですけれども、このあたりでそういう憩いの場所というたら鴨川になるかと思うのですけれども、夏場はやはり日陰がなかったらなかなかそういう場所を提供できないという意味で、1つは、日陰をどうやって確保できるかという観点をぜひ一度考えていただきたいと思います。そのための一つとして、今おっしゃったような橋の下の利用ですね、これはやはりそういう観点からも一度ご検討していただきたいと思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかに何かご意見ご質問はございませんでしょうか。大 牟田委員よろしいでしょうか。どうぞ。

○大牟田

1枚目のこのイメージがとても素敵で、賛成なのですけれども、私は北大路から出雲路橋をいつも歩いていますので、その経験から申しますと、1枚目、一、二年の間に2枚目になると思います。というのは、皆さんここを、芝生の上を歩かれるので、素敵にカーブしていますが、これを真っ直ぐ歩かれます。だから、多分一、二年の間に2枚目のイメージのこういうことになるだろうと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○金田座長

それはいかがですか。データをとっていただくしかしょうがないと思うのですが。

○事務局(山本)

先ほど、この緑のところは芝生でということもお話をさせていただいたのですけれども、 やはり緑をどう継続させて保全していくかというところで、利用者の利用状況とか、それ から、それに耐えられるような地被類というのですか、その表面の草木がどんなのがいい のか、それは改善しながらという部分があろうかと思いますので、データをとりながら、 必要な改善は図ってまいりたいというふうには思っております。

そのあたり、やはり経年変化でしっかり調査してまいりたいというふうに思っております。

○金田座長

ありがとうございます。

ここは今の強い日差しをどういうふうに対応するかということは、恐らく重要な問題の一つだろうと思いますが、河川敷だということで、いろんな制限が出てきてしまうのですが、先ほどからのご意見のように、橋の下のところをどうするのかということも含めましてご検討をお願いしたいということだろうと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

とりあえず、前回からいろいろご意見をお聞きして、こういう案をつくっていただきました。三条、御池間、この方向でとりあえずいって、まださらにいろいろと課題はあるかと思いますけれども、それは改めてまたお聞きをいたしまして、あるいはデータを踏まえて、次の段階への対応にご意見をいただきたいというふうに思います。よろしいでしょう

か。

それでは。はい、どうぞ。

○土居

今、橋の下が話題になっていましたが、私は、橋の裏について。

○金田座長

裏というのは、この上のほうですか。

○土居

橋の。

○金田座長

裏側ですね。

○土居

実は五条大橋は、本願寺水道の水道管が通っておりまして、そのフィールドワークなんかで私どもは五条大橋の橋の裏をよく拝見することが多うございます。ぜひ橋の下だけではなくて、橋の裏についてもご注目をいただければなという、私の要望でございます。

○金田座長

ありがとうございます。ということでございますので。

○事務局(山本)

先ほど、うまく日陰がとれない場所の中で、橋の下を活用していくということは、非常に重要な意見かなと思っておりますし、それから、今のお話に出ました文化遺産としてのそういう水道管もあると。そうしたものをどう通行される方、観光客の方を含めてPRしていくかということも重要なことかと思います。以前も高水敷を通行される方の位置がわからないということで、橋の名前をというようなご意見もいただいておりますので、橋を中心にどうしたことをやっていくのがこの鴨川にとっていいのか、また利用者にとっていいのかというのは、非常に重要なポイントかと考えておりますので、ぜひまたそれを検討させていただいて、ご意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。

○金田座長

よろしくお願いいたします。

そういたしますと、これは部分的にはスタートするということになろうかと思いますが、 引き続きご意見を承りながら改良を重ねていくという方向でいろいろとご意見をいただき たいと思います。

(2) 「京都マラソン」による鴨川河川敷の利用について

○金田座長

報告事項の2番目に移らせていただきますが、「『京都マラソン』による鴨川河川敷の 利用について」ということですが、事務局のほうからご説明をお願いします。

○事務局(福井)

それでは資料2についてご説明を申し上げます。既に新聞報道等で御存じかもしれませんが、京都市と京都陸上競技協会主催の京都マラソンというのが平成24年の3月開催を目指して資料にあります概要のとおり計画をされております。ここの概要にありますようにフルマラソンとハーフマラソンで競技時間は6時間、ハーフマラソンは2時間15分と。参加人数はフルマラソンが10,000人でハーフマラソンが5,000人ぐらいを予定されているということでございます。

交通渋滞等による市民生活への影響を考えて、鴨川の河川敷について一部使用したいというふうにこちらのほうに協議を受けております。資料の真ん中にありますように、競技の終盤の30km過ぎから35kmの間、場所にしますと北大路橋の付近から御池大橋までの右岸河川敷と二条大橋から東一条付近までの左岸河川敷の走行を検討されているということで、裏面を見ていただきますと、コースのマップがございまして、ちょうど鴨川のところの赤い点線のついておりますところですね、ここが一応今コースとして検討されているところでございます。

京都府といたしましては、できる限り大会に対して協力をしていくというふうに考えているのですが、河川利用者が事故に巻き込まれないように最大限注意をしていただきたいこととか、河川管理施設への影響が最小限になるように指導していくということを考えております。

なお、京都市では、現在ホームページによりまして12月28日までこの京都マラソンに 対する意見募集が行われておりますので、詳細につきましてはまた京都市のホームページ のほうをごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○金田座長

はい。ということで、京都マラソンというのをこの一部河川敷を使いながらやりたいというご提案を今受けておられるようですが、例えば、そのときの留意事項とか、あるいはそのことに関するご意見とかというのが直接的には京都市のホームページのほうに答えていただくのが一番よろしいのですが、ここで承っても府のほうからまたご伝達いただけると思いますが、いかがでしょうか。

急にこの話が出てきてもすぐわかりにくいところもあるわけですが、私もきょう初めて 承っておるのですが、別に一時的に可能であればお使いいただくというのは悪いことでは ない、非常にいい利用の仕方の一つではないかと思いますが、やはり不測のことが起こっ たのでは具合が悪いですから、いろいろご意見がありましたら、承っておいたらありがた いと思います。何かございますでしょうか。

○川﨑副座長

ちょっと心配なのは、道路でありますと交通規制をして一車線とかあれを決めて、幅員等全部入れて7、8mですか、とれると思うのですけれども、沿道の応援も含めてだと思うのですけれども、河川敷の場合はこの走る5,000人が参加して走るということになってくると、河川敷の幅員はそれほど、道路ほど大きくないと思うのですけれども、その沿道の応援と含めて走る部分の幅員ですね、それが一番ちょっと心配にはなるのですが、交通規制とか当然警察出ていろいろやるとは思うのですけれども、スペース的に狭いというのではないかなと思うのですが、その辺の安全対策が十分できるかどうかということを確認していただいたほうがいいかと思いました。

○金田座長

大変重要な点だと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにご注意いただく。特に、私も承って思ったのですが、出発は、スタートは西京 極からスタートするわけですな、フィニッシュか、フィニッシュだと大分ばらけてはいま すね。その点では多少考える余地があるかもしれませんが。

はい、どうぞ。

○西村

西村と申します。先ほどのご意見に類似するのですが、当日のこのマラソンというのは 非常にすばらしい企画ですし、また京都の名所旧跡めぐりという色彩もありまして、大賛 成でございます。そこで、懸念される点は、当日は、いろんな面で交通規制だとか注意を されると思うのですが、恐らく10,000人、5,000人という方たちが事前に練習をなさると いうことが十分考えられると思うのですが、そういった面で何らかのご配慮をされる、道 路面での河川敷での交通の指導というのですか、規制というんですか、そういった点もご 配慮いただければありがたいなと、こんなふうに思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかに何か。はい、どうぞ。

○土居

以前、15年ぐらい前にハーフマラソンのゴール地点でございます平安神宮のあたりでハーフマラソンのゴールの人たちと行き合ったことがございますが、10,000名というのはかなりの人数で、あの平安神宮の前の大通りでさえも見物者とランナーがものすごくこみ合っておりました。私は毎年12月に行われておりますサンタマラソンにも行かせていただいたことがございますが、サンタマラソンは河川敷を使うと申しましても150名から200名未満のマラソンでございまして、それほど危険は感じなかったのですが、10,000名また5,000人、ちょっと想像ができないですが、3月と申しますと、雪が降る場合もございますし、この辺の危機管理と申しますか、安全管理が本当に保証されるかどうか、そのあたりをきちっと検証をされてお使いになられるならよろしいかと存じますが、その点がとても心配でございます。

○金田座長

ありがとうございます。いろいろ伺っておりますが、この案では、ハーフマラソンとフルマラソン、これはフルマラソンのコースですか。

○事務局(福井)

そうです。

○金田座長

ハーフマラソンはどこか途中で。

○事務局(福井)

ハーフマラソンはちょっとまだどこまでというのはお聞きしておりませんので。

○金田座長

わかりました。ただいまのご指摘のいろんな問題、あるいはリスク管理で検討すべき

ことがまたあると思いますので、その点よくご伝達になりまして、ご検討のほどをお願いしたいと思います。

ほかによろしいでしょうか、これに関しましては。

それで、さらにお気づきの点などがございましたら、京都市のホームページのほうに ぜひご意見をいただければと思います。

(3) 鴨川四季の日~夏~及び~秋~の実施について

○金田座長

それでは、報告事項の3番目に入らせていただいてよろしいでしょうか。報告事項の 3番目、「鴨川四季の日~夏~及び~秋~の実施について」ということです。事務局のほ うからご説明お願いします。

○事務局(福井)

それでは、資料3についてご説明いたします。ことしの鴨川四季の日の夏でございますけど、8月7日から15日までとして資料にお示ししておりますように、ホームページでの情報発信や府庁の2号館においての展示、また鴨川納涼でのブースを設置しての鴨川条例の展示、それから、鴨川探検ということで「鴨川で魚釣り、水辺の自然観察会」などを実施をしております。鴨川納涼においては、先ほど申しましたように、ブースを設置して、1,000名の方にチラシとか啓発の物品の配布をいたしております。

それから、次に裏面を見ていただきまして、鴨川四季の日~秋~でございますけれども、ことしの鴨川四季の日~秋~につきましては、10月17日から10月31日に資料にありますようにホームページでの情報発信を行いましたし、第17回の鴨川合同クリーンハイクにこの府民会議のメンバーの方にも参加をしていただいたところでございます。また、鴨川探検といたしまして、「秋の鴨川walk水辺の自然観察会」を10月24日に実施をしております。それから、新規の啓発活動として、4番目のところですけれども、北大路タウンの南モールでの展示といたしまして、鴨川条例の啓発、パネル展を10月15日から24日の間に行ったところでございます。

報告は以上になります。

○金田座長

鴨川四季の夏の日、秋の日の実施報告のような状況でございますが、何かもしごらん

になったりしてご感想、あるいは今後のためにご意見とかありましたら、お願いします。 参加者数は割合多かったのですか、どんなもんだったのですか。

○事務局(福井)

夏の分ですけれども、鴨川探検再発見、鴨川での魚釣りは、親子で参加していただきまして、100名ぐらいの参加をいただいたところでございます。それから、後ろのほうの秋の水辺の自然観察会は30名ぐらいの参加でございます。

○金田座長

ありがとうございます。こういうのは天気もかかわりますし、いろんな条件がかかわりましてなかなか難しいのですが、という状況だそうでございます。何か。はい、どうぞ。

○久保

京都の鴨川納涼床協同組合の理事長久保でございます。これは恐らくつかんではいらっしゃると思うのですが、京の七夕というのがこの期間に入っていて、夏のほうですけれども、恐らく、動員数、これが一番多かったと思うんですよ。京都市と府と一体でということだったので、市のほうは堀川のところをかなり広い範囲をルミナリエのようなイメージでされて、鴨川とどうしても地下鉄でつなぐという状況がありましたので、鴨川を見られて、堀川でということだったようでございます。

鴨川の場合は、どうしても期間が、期間というか、幅も広いですし、範囲も広いので、 堀川とは違って大分見た感じのイメージが違うので、相当数の方は来られているとは思う のですけれども、これはお見えになった方の数はつかんでらっしゃいませんか。

○金田座長

いかがでしょうか。

○事務局

事務局のほうから。鴨川納涼の7日8日の人数につきましては、主催されておられますきょうご参加されている杉江さんが所属されておられます鴨川を美しくする会のほうから聞いておりまして、両日で何とことしは25万人の方が鴨川河川敷に来られたということで、実は五条署の方も近年まれに見るというか、非常に多数の方が詰めかけたというようなお話は伺っております。

以上でございます。

○久保

全体的な部分では、はっきりとは把握なさってないということですね。

○事務局

鴨川で、この8月7日、8日以外に15日までだったと思うのですが、七夕飾りをされて、 それは人を自由に入っていただくような状態でございますので、何人来られたという実数 の把握まではされてないということで、事務局のほうには確認をさせていただきました。 以上でございます。

○久保

通年という形で京都にお客様方々を導入するということで、一応鴨川を使うということですから、府のほうがメーンになって、商工会議所等もかかわってやっているわけですけれども、堀川の七夕のほうが意見等々もかなりまとまっていて、いいイメージを受けたという情報を聞いているのです。かなり府のほうの管轄する鴨川に関しては、発生も遅かったし、きちっとしたまとまりというのが見られなかった。もし、来年とかもこの行事を恒例的にやられるのであれば、もう少し事前にいろいろと考えていただいて、こういうところで市の云々というのは言ったらいけないのか知りませんが、市に負けないような企画力でお客様を府の鴨川のほうに来られた方にも喜んでいただきたいという、そういう気持ちでやっていただきたいなというふうに希望いたします。

○事務局

貴重なご意見でございますので、七夕の所管しております事務局のほうにちゃんと申し 伝えたいと思います。ありがとうございます。

○金田座長

どうぞ。

〇松井

新聞に載っていた分ですけれども、10日間の七夕で70万人と京都新聞に載っておりましたね。僕は両方行きましたけれども、堀川から鴨川へバスに乗られる方がかなり多かったのですね。ですから、両方行かれている方が多い。堀川だけではちょっと物足りないということで、僕は反対に鴨川の各県人会さんがいろんなものを出してられたので、そちらのほうが楽しかったというふうに感じは受けたのですけれども。ですから、堀川はちょっと飾りつけをしているだけで、二条城の夜間公開がメーンになってしまっていて、もう一つ

インパクトとしては鴨川のほうがよかったのではないかと思うのです。10日間の中で、2 日間大雨がありましたから、その分2日間減るとかなりの盛況で歩けなかったぐらいで、 大成功だったと思うのですが。これはまた来年も期待したいなという感じはあります。 以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。という実際にご参加された方の印象もあるようでございます。一方でいろんなデータを集めて分析されていると思いますが、どうぞよろしくお願いたします。せっかくおやりなさるのに、有効な形であればよろしいと思いますので。

3 意見交換

(1) 上中流域の現地調査について

○金田座長

先に進ませていただいてよろしいでしょうか。それでは、報告事項は以上にさせていた だきまして、意見交換に入らせていただきます。

意見交換の1番目は、「上中流域の現地調査について」ということでございます。先般 10月15日に現地調査をやっていただきまして、多くの委員の方に参加をしていただきまし た。まず、このことについて事務局から報告をお願いいたします。

○事務局(福井)

それでは資料4についてご説明いたします。先月10月15日にメンバーの方からご提案のありました鴨川の上中流域の現地調査を実施いたしまして、13名のメンバーの方にご参加をいただきました。その概要につきましては、資料のとおりでございますけれども、現地調査におきましては、まず半木の道で樹木の管理の現状について視察を行い、その後、上流域にまいりまして、鴨川環境保全区域における許可事案を見まして、その後、産業廃棄物の処理施設の状況、それから鴨川の源流の様子を志明院さんのほうにお世話になって見学をいたしました。それから、最後に前年度の施工しました中州の除去の箇所をごらんいただきまして、終了というふうになりました。当日の様子につきましては、資料のほうに写真を掲載させていただいております。また、その調査のときに山内様と田中様から資料をいただいておりますので、それも今回配付をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○金田座長

はい。この資料4にありますように、鴨川の北大路のところに集まりまして、その後上流にずっと行きまして、田中委員の志明院でお世話になりまして、また戻ってきて出町のところでもまた河川敷でいろいろと見学させていただいたというのが実情でございます。その折々に個別には感想ご意見等を承っている面もあるのですけれども、ちょっとご参加いただいたメンバーの方々から感想とかご意見とかを順番に承ったらどうかと思うのですが、いかがでしょうかね。資料4のところに出席メンバーというのがありますが、ちょっと順番にご発言をお願いできませんでしょうか。

池永委員のほう、いかがでしょう。

○池永

幾つか感想あるのですけれども、1つは、私よく鴨川上流部に自転車で行くときに、今回見ました産廃置き場と残土置き場の間に、今回産廃置き場からずっと道路沿いにフェンスが延びておりましたですけれども、あそこの渓谷の下、砂防ダムの下ですけれども、非常にきれいな水、砂でこされた水がたまっていますので、そこで、何回か過去泳いだことがあるんですが、そこに入れないようにフェンスが仕切られていたということと、同じく産廃処理も敷地がかなり大きくなっておるなと、以前と比べてですね。これは私有地と鴨川の分岐点といいますか、境界線があいまいなままでそういう私有地が自然に増幅されていっているのではないかなというような気もするのですけれども、私の希望としましては、いっそのこと、そこをきれいな夏泳げるような公園に整備すれば、そういった産廃が捨てられたりそういう処分場の監視を含めて可能となり、鴨川の水がきれいになるのではないかと、そういう希望は持っていまして、見させていただきました。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。何か事務局のほうでご発言なることはありますか。よろしいで すか。とりあえず先に進ませていただいてよろしいですか。

それでは、後ほど取りまとめて事務局のほうで何かご発言あるいはお答えになるような ことがあったら、後でまとめていただくということにさせていただきます。

それでは、そこの資料4に書いてある名前の順番にお願いしたいと思います。大牟田委員いかがでしょうか。

〇大牟田

この上流域の景観について、やっぱりああいうトタンとか、ああいう塀になっているのは具合が悪いのではないかなと思います。私たち北区はかなり熱心に雲ヶ畑のことを何とかしよう、雲ヶ畑地域は6割ぐらい、北区の6割を占めるのだそうで、北区役所としては一生懸命雲ヶ畑を何とかしようと努力してらっしゃるのが、私なんかバスツアーで参加させていただいてとてもよくわかるのですね。そうしますと、バスで乗っていくと、あのトタンの塀とかいろんなとこが中流域に比べて手つかずにあるというのはどうなのかしらと思います。あそこを何とか、新しく何かをするときには景観を考えなければいけないようにこの鴨川条例ではなっていますけれども、現在あるものについてもやっぱりきれいにしていただけたらいいなと思います。それぐらいです。

しだれ桜なんか、1本だけが早く咲くので、あれどうしてかなと思ったら、あれは一 重だということを教えていただいて、長くあそこに住んでいても知らないことが多いなと 思いましたので、とても参加させていただいて楽しかった。ありがとうございます。

○金田座長

それでは続きまして、久保委員のほうからお願いいたします。

○久保

私、田中委員の志明院さんが頭の中にほとんど占めておりまして、それまでも大好きでよく伺ったりして、いやしの場所として一つの私自身のツールとして使っている場所です。そこまで行く間の、先ほども産廃某業者、空き地等々が余りにも見苦しい、あのギャップがどうしたものかなということと、某業者の壁が長大に広がっていて、門があいていましたが、恐ろしいばかりの中の広さ。中であれが閉められてしまうとどういうことになっているかわからないし、河川敷のほうも全く見えないような状態というのは、すごく恐ろしいなと思いました。何をしているかがわからないというのはすごく鴨川にとっても悪影響になっていくのではないかなということで、改善策というのをこれからいろいろと市のほうともして、見出していかなければいけないのと違うかなと思いました。

半木の道の桜は、桜が咲いておったらあっと言う間なのですが、桜が咲いていないときに歩きますと、結構長かったので、やっぱりそれぞれに管理して、毎年すばらしく開花するようにしておられる努力はすばらしいものがあるなというふうに感動いたした次第でございます。

それと、樹木について、同じタクシーで乗ってらっしゃった方もおっしゃっていましたが、虫がかなり多くて、樹木がどんどん弱っていくという鴨川べりですよね、右岸側でしたか、そのあたりのところもいろいろと対応を考えていただいたほうがよかったのではないかなと思いました。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

それではその次になります、杉江委員いかがでしょうか。

○杉江

ほとんど今久保委員がおっしゃったように産廃のほうが、中間処理施設のとこですね、 あれはなんですわね、まあまあ、各行政機関のほうからかなり積極的に指導は入っておら れるとは聞くのですけれども、うわさではやはり鴨川が増水すると、何か投棄しているの と違うかとかというので、私の耳には入ってきます。

それと、この条例許可①のとこもね、ちょっと道路よりか一段ほど高くなっている、造成された後ですね。これが道路と同じ高さぐらいにどうしてならないのかということですね。何か残土の捨て場のようになったのかなと思っております。当初は、たしか材木のほうの中継点とかということを聞いておったのですけれども、結果的には、何か残土の捨て場になって、上に土をまた乗せたのかなと、こう思っておりますので、今後また管理部局としては指示してほしいと思います。

それから、本日もお越しですが半木の道の維持管理について、ライオンズクラブさんなり、京都土木さん、一生懸命やっていただいておるのですけれども、今から15年から20年前、もう少し前ですかな、あそこをフットライトですね、足元を照らすような照明をという一時計画がございました。さきだって現場に行ったときに、気づかれた方もおられると思うのですけれども、今、現実基本の配線は実は埋設されております。ただ、そこのコードの入っているあれはどういうのですかな、蛇腹というのですかな、ちょっと全部一部ずつ出ておるので、恐らく今さらそういう計画が立ち上がっても一から全部やり直さんなん状態になると思います。ですから、できれば、一たんそういったやりかけのほうの出ている分ですね、それをきれいに整理していただいたらどうかなと、こう思っております。

一応私の気ついた点はそんなことでした。どうも。

○金田座長

ありがとうございます。田中委員にお聞きするのは今さらということになりますが、い かがでしょう。

○田中

上流域にはなかなか皆さんもご縁がなかったと思うのですが、機会をつくっていただいてありがとうございました。もう言い尽くされたことですが、今や鴨川はまさしく世界の川として、これからどういう具合にしていくかという大きな我々テーマを持っているわけですが、源流から桂川まで30km足らずの川です。見ていただきましたように、柊野の堰堤から上流は堤防もない森林河川になっております。

やはり市街地のこのきれいな空間、景観、あるいは水質も含めて鴨川の総合的なものを含めて、上流域の保全が下流に影響を及ぼすのは当然のことなので、こうした機会から目をやっていただいて、上流域の流域面、川だけではなくて流域面も視野に十分入れていただいて、森林の重要性、上流域の環境をいかに守っていかなければならないかということが永久のテーマだと思っておりますので、そういう視点で、何も市街地の鴨川だけが鴨川ではない、その環境をつくる上流域の環境はやはり一番大きな影響を与えるということに、ぜひ目を向けていただいてお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。土屋委員のほうですね、お願いできませんでしょうか。

○土屋

ありがとうございます。土屋でございます。当日非常に私も京都に住みながら鴨川の源流というか、今まで行ったことがございませんで、非常に興味を持っておりまして、いい機会をいただいたと思っております。その一番の源流のところに一滴のところに田中ご住職のところで大変いい時間を過ごさせていただけて、非常にこの場でお礼を申し上げたいと思います。

今まさに、田中委員がおっしゃいましたけれども、上流域があって、この町の中の鴨川というのが当然あるのだろうと思います。ちょうどこの資料にありますけれども、井口木材というのですか、ここの増設のところをいろいろ説明を受けましたけれども、その向かいの伐採跡が本当に木が、朽ちた木が散在をしておって、これもいずれ川に流れていくと

いうか、落ちていくのかなと、こんなふうに思いながら見ておりました。それから、産廃処理、何でこんな川の美しいところにこういう施設ができたのだろうかなというのを単純に初めて経験をしたような次第です。ちょうど一緒に車に乗っておりました大牟田さんとか、本当にこの鴨川を愛してらっしゃる、本当に密着して生活してらっしゃるというのがよくわかりまして、私なんかは外から傍観者のような感じでいつもこの会議に出させていただいておったのですけれども、本当に上流域を含めて鴨川というのに対する愛着というのでしょうか、親しみというのがさらにわいたような次第です。

どうもありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございました。それでは、次は中村委員です。お願いします。

〇中村

川の源流は年に数回訪れて、田中住職の話を聞かせてもらって、すばらしい、私たちの 会のほうでもすごく楽しみにしていることなのですが、森林に覆われたような上流域があ り、市街地である鴨川公園、そして下流域、これから整備される下流域というふうに大体 3つに分かれてここ十数年バードウォッチングを楽しんでいるのですが、やはり上流域に 行くときに通る産廃処理場とか、あそこのところ本当に通るたびに胸が痛むのですが、何 でこんなところにこういったものが許可されたのかということがすごく釈然としない思い がします。違法的なことをやっているのだったら、何でもっと早く何とかできないのかな というふうなことばかりを感じるのですが、井口木材の残土を盛られた、あれなんかはも う絶対に目的とはずれていると思うのですね。どうしてああいうことが行われるのか、結 局はやり得になるのではないかなというふうな感じがして、とても上流に、源流へ行くま でに不愉快な思いをいつもしております。そして、産廃処理場は特にとりでのような塀が 築かれておりますが、ああいったところで景観を保存していくというふうなことを京都市 が考えてられるのだったら、せめて周りは塀でなく木を植えるというふうにね。例えば、 私は宇多野に、今の事務所じゃなく宇多野に住んでいるときは、風致地区の関係で塀はだ めですと、木を全部植えてくださいというふうに言われたのですが、そういうことが当然 言える区域だと思うのですね、あの辺はね。だから、そういったことがなぜできなかった のかなというようなことをすごくこの日にも感じ、うちの会のほうでもそういった話をし ております。今回は行っていませんが下流域の整備なんかもすごく期待していますので、

よろしくお願いします。

○金田座長

ありがとうございます。

次は西村委員ですね、お願いいたします。

○西村

先般の現地調査の件について、今まで皆さんおっしゃっていることとすべて同感なのでございますが、その中で、やはり柊野堰堤以北の雲ヶ畑の自然のあり方というものについては、しみじみ感じるところでございました。そういった意味合いで産廃問題を禁止する新たな制度づくりという問題もありましょうが、長期的には鴨川の上流域についてはやはり府立の自然公園化するというぐらいの気概で上流域を整備、あるいはまた自然を残す、こういうことをひとつご提案したいと、こんなふうに思います。

それから、2番目なのですが、これは触れていらっしゃらないわけですけれども、中州の除去問題、私はたびたび申し上げておりますが、毎日ぐらい鴨川を歩いているのですが、御薗橋、あるいはまた出町界隈、非常によくなりました。ごらんのとおりだと思います。特に御薗橋の界隈は非常に世界遺産の上賀茂神社のそばながら、非常に乱雑なスタイルでしたけれども、今非常によくなった。ということで、私のみならず散歩する人だけではなくて、車で通る人までよくそういうことを話題にしておりました。

そういった面で中州について全面除去というのは、いろんな制約があるかと思います し、現在のあの姿というのが一つの方法だろうと、こんなふうに思いますが、中州につい てそういうふうに感じております。

3つ目は、桜の、ことしは特に鴨川だけの問題ではなくて、害虫、あるいはまた熱暑の 関係で葉っぱが落ちているところが非常に多い、こういうものをどういうふうに今後いわ ば育成、保全していくのかということは後の課題になるかと思いますが、そういった面が 非常に気にするところです。そういった中で、半木の道の桜の保全、土質の問題もあるら しいのですが、非常によく整備されているというのを感心いたしました。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

そうしましたら、次は松井委員でございますが、よろしくお願いします。

○松井

松井です。まずはいいことから申しますと、志明院さんのところは非常に聖域ともいうべき心洗われるような場所で、さすがだという感じがしました。川もきれいで、非常にすばらしい環境にある。ただ、悪い点がやっぱり現地調査するとわかったのが、産廃業者の看板ですね。看板に、写真撮ってきましたけれども、非常にいい言葉が書いてあって、美しい川を何とかとか、ISOの取得何番とか書いてありますけど、ものすごく怖い犬の絵がかいてあったり、びっくりしました。これは実態的にそういう、表向き看板だけ美しいというか、そういう文言が書いてありますけれども、実際上は火事ではないかという、昔は雲が上がっていたというようなことをおっしゃっているのを聞くと、かなりひどい状態のままで放置されているような感じがしました。

それと、山ですけれども、やはり伐採した後の木ですね、あれが川、かなり上のほうまで、山の上のほうまで伐採されていましたので、大雨でも降ると下へ流れてきて、それこそ川が埋まるのではないかというぐらいの状態になっていたのは、非常にああいう状態で残っているというのがもう少し管理を厳しくしないとだめかなという気がしました。

それと、半木の道については、ライオンズクラブさんも土木課さんも、かなり力を入れてられて、土の改良から水やりからかなり経費も、事業費もかかっているのでしょうが、そういう姿勢ですね、鴨川を何とか守っていこうという姿勢についてはこれはいいことだと思いました。最終的にはその現地調査というのは、1年に一遍だけするのではなくて、できれば何度か河川課さんのほうでもしていただいたのを報告してもらうという形でいいのですけれども、この会議なんかでいろいろこういう状態だということですね、ここを改善していかなければいけないというようなことをまた報告していただければ結構かと思います。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

それでは三谷委員のほうからお願いします。

○三谷

漁業組合の三谷です。私は、上流のほうのパトロールとか何か回るような形にしないと、 柊野ダムから上流は夜は暗くて家もないから、もっと明かりをつけてもらうとか、ずっと ね。雲ヶ畑の村のほうまで。そしたら、それと夜の監視というの、柊野ダムまでは今回ってきてはります。夜12時ごろまで。そうだけど、それ上流は全然、だれも監視する人がいないので、私はここ10年近く毎日朝と晩は回っています。そやから、案外ちょっとごみをほるのは減りましたね。最近は、谷へみんなほるから、それを監視するのはちょっと頼んでやってもらわないと。

それと、私ども毎日5時に出てごみ掃除、川の中のごみ掃除をやっているのです。そうしたら、出町まで柊野ダムからちょっと上流ですね、そこからその間でも、3日したらもう大分ほってあるのです、川に。そういうなんを何とか大きい看板を立てて、罰金をとるとか、大きい看板を立ててやってもらわないと、おっかけですわ。もう3日したら大分出ます。そやから、私も鴨川ずうっと掃除しようと思っても、出町まで行ったらもう上流のほうにほったるから、それをやっていると出町までしかいけない。それと高野川とやっているのですけれども、そこから下流のほうは回れないです。5人今ね、5人でやっているので。そういうのをちょっと皆さんに協力してやってもらわないと、そういうことを私、漁業組合からお願いします。

○金田座長

はい、ありがとうございます。とりあえずいろいろとご意見を伺いますが、一あたり承 りたいと思いますが、次、山内委員お願いいたします。

〇山内

先日の鴨川の現地調査に参加させていただきましてありがとうございました。きょうは 風邪を引いておりまして、声が出にくくて不都合でございますけど、お許しをいただきた いと思います。特に鴨川の半木の道をご視察いただきまして、本当にありがとうございま した。見ていただいてもわかりますように、植物園の入り口から北大路通りまでの間がき ょうも通ってまいりましたけれども、非常に成長が鈍化しておりますけれども、今度は植 物園のほうの土壌改良も植物園のほうでやられるそうございまして、それについて意見交 換を24日にさせていただくことにいたしました。非常に植物園のほうも関心を持っておら れまして、私たちの意見も聞いていただき、そして、私からのほうも植物園の意見を聞か せていただいて、参考にしたいと思います。

それから、鴨川の上流のほうをずうっと見せていただきましたけれども、いろいろ難しい問題があるなというふうに思いました。開発をすると、保全地域に対する許可行為とい

うことについて、土の量のために現状どういうふうになっているのかということを見せて いただきましたけれども、少し心配な点がたくさんあるように思いました。

それから、中州の問題につきましては、私はいろんな鳥が鴨川に来ておりますけれど も、何か戸惑っておるような、鳥が戸惑っておるような気持ちがしてならないわけですけ れども、これにつきましても、十分に考慮していただいて、中州の除去等をやっていただ きたいなというふうに思いました。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。それでは山本委員のほうからお願いいたします。

○山本

先日はありがとうございました。私、20年ぶりぐらいに大岩から上のほうへ行ったのはほんと20年ぶりぐらいになるのです。正直申し上げて、とてもショックだったのですね。途中の、先ほどから話題に出ています場所を通るたびに、何かこう、胸が押しつぶされるような、もっと言えばちょっと悔しいような、そんな思いがしながらで、志明院さんに行ったときはほんと救われた思いがしました。いろんな問題点を先ほどから皆さんおっしゃっていただいたのと全く同じなのですけれども、これはどういう解決方法があるのだろうかということが課題となって残りました。まず問題意識が持てた、はっきりとその問題点というのが自分の感覚でとらえられたということは、あの日の大きな収穫だったと思います。ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございます。さまざまなご予定等ございますし、全員が参加できたわけでは ございませんが、何か中上流域の今お聞きしたような話も含めまして、参加できなかった 方でも何かご意見、ご発言ございましたら、ありませんでしょうか。

いろいろな問題があるということも改めて認識したのはそのとおりですし、それから恐らくはそこの環境整備を進めるに値する場所であるという認識をお持ちになったのも恐らく確かだと思いますが、事務局のほう何かご発言ありますか。

○事務局

当日ご参加いただいた方順番にご発言いただきましてありがとうございます。何点かというか、皆様の非常に貴重なご意見拝聴させていただきまして今後の京都府の指導とか、

そういったものに参考にさせていただきたいと思います。

すべてのご意見にお答えできるという形ではないのですが、何点かお答えさせていただ きたいと思います。

まず、砂防ダムのところが、昔は泳げたけど入れなくなったという池永委員が一番最初に言われた点でございますが、数年前に中学生の男子生徒だったと思いますが、砂防ダムのところで深みのところで水死するような痛ましい事故がございました。遊泳禁止ということで看板を上げておったのですが、事故が起きてしまったということで柵をさせていただいたというようなところをご指摘いただいたのかなというふうに聞かせていただきました。あと、大牟田委員が既存施設ですが、そういったものも何とかできないのかというお話をしていただいておりました。現地の調査のときにもご説明もさせていただいたのですが、こと河川の行政のサイドからいきますと、なかなか手をつけられなかったものを今回鴨川条例をつくって今後の新しい行為については規制していくというような形でさせていただいておるという形でございます。既存の施設については、京都市のほうが産業廃棄物のほうでの許可をされておるということで、市のほうが定期的に現地のほうに入って指導をされておるということでございます。私どもそれに非常に注目しておりまして、情報を入手してまた皆様にもお示ししたいというふうに考えております。

あと、井口木材というお名前が出ておりましたが、鴨川環境保全区域内の行為許可ということで許可しております。物件につきまして現地のほうをごらんいただきましたが、許可した内容と若干違う形状で土が入っているということで、現地、皆さんにも確認いただきました。私どもは基本的には許可した内容に沿ったものにしていただかないと困るということで強く、現地でも説明させていただきましたが、今後も指導を強めていきたいということを考えております。

あと、不法投棄の関係とかが何点かお話をいただいておりましたが、土木事務所のほうが定期的に現地のほうを見させていただいて、違法行為がないのか、ごみが捨てられてないのかという観点で見させていただいております。非常に延長が長い谷間のところで見にくいというような状況もございますので、地元の方からの通報であったり、通られたときのお気づきの点を行政のほうにいただいた情報をもとに見させていただくということも含めて現地の状況を把握していきたいというふうに考えております。

下流の桜の関係で、害虫の関係とかことしの夏の非常に暑い夏でございましたので、弱

っているという状況も踏まえての対応を考えるべきというお話もございましたが、こういったところについては注目していって、樹木の状況とかを見ながら管理を入れさせていただきたいと思います。

あと、中州のことについてもご意見をいただいておりましたが、皆さんでご議論いただきました中州管理が終わってまだ半年でございますので、今後も皆さんに見ていただいて、私どもは注目しておりますし、皆さんにも見ていただいて、今後の中州のあるべき姿というものを府民会議の中でご議論いただければどうかというふうに考えてございます。

非常にまとまりのない答えで申しわけございませんが、以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

〇上田

1つだけちょっとお聞きしたいのですが、当日私は参加していなかったので、ちょっと 1つだけ質問いたしますが、鴨川上流地域地図というのが手元にあるのですけれども、こ こにダム計画地というのが見えるのですけれども、これは具体的には、そこそこ計画とい うのが立てていらっしゃるのでしょうか。

〇田中

委員の私からちょっと説明するのは何ですが、それはもと、20年前にダム候補地として そこの箇所が挙がっていたというのであって、現在はございませんので、大丈夫でござい ます。

〇上田

ありがとうございます。

○金田座長

今の件よろしいですか。

〇上田

すいません。

○金田座長

いろいろなご意見をいただきましてありがとうございます。事務局のほうでもそれぞれに可能な限り対応していただけると思いますが、どなたのご意見も同様だと思いますけれども、産廃施設の問題、それから不法投棄の問題、それから伐採をめぐる問題、それか

ら特にこの鴨川府民会議がスタートした後に条例のもとで認可された2カ所の河川敷の利用にかかわる問題、そういった問題が恐らく主要な点だろうかと思いますけれども、特に事務局、あるいは河川課だけでなくて、河川管理にかかわる部局全体でございますが、恐らく目的外使用というか、拡大解釈といいますか、そういったことが一つの大きな問題になるのだろうというふうにも思いますので、一つ本来の趣旨にかんがみて、厳格に目的外使用を、あるいは目的の拡大解釈がなされないような形できちっと管理をしてくださるようにぜひともお願いをしたいと思います。

〇田中

すいません、もう一点だけ。

○金田座長

はい、どうぞ。

〇田中

今の話の関連ですが、この今環境保全区域内における行為について井口木材さんがやっておられる現状、盛り土なのですが、残土の問題も含まして、先ほど事務局の方からもご説明がありましたが、必ずしも条例にそった形でやっていないということで、改善も恐らくしておられると思いますが。実はこういう開発行為は、行政の方々も御存じのように私も昔比叡山廃棄物処理場の代執行というとてつもない大きな問題にかかわったことがあるのですが、やっぱり違反行為について改善命令をする、しない、行政は何もやらない、業者は聞くだけという、そのお互いのキャッチボールの中で、いつまでたっても解決しないという状況が今までも物語ってきてるわけなので、ここはタイムリミットを設けるべきだと思います。本当に条例を機能さすのであれば、そういうきちっとしたタイムリミットで何らかの区切りをつける施策を行政側としてはするべきであるし、と思います。

○金田座長

ありがとうございます。

問題はこれからということで、我々もいろいろな認識を少しずつ深めることできたという具合には思います。どうぞよろしくお願いいたします。

既に開始から1時間半余りを経過しまして、ちょっと休憩を入れさせていただきたいと 思います。私の時計は今3時5分なのですけれども、10分間では短いですかね、15分にし ましょうか。よろしいですかね。 それでは、遅くとも3時20分には再開したいと思いますので、ひとつよろしくお願い いたします。

[休憩]

(2) 迷惑行為への対応について

○金田座長

それでは、ちょっとゆっくり休ませていただきましたが、再開をさせていただきたいと 思います。長丁場になりまして恐縮ですが、予定の4時半には終わるように努力をしたい と思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、意見交換の2番目ですが、「迷惑行為への対応について」ということで、意 見交換の課題を設定していただいております。趣旨を事務局のほうから説明していただき たいと思います。

○事務局(福井)

それでは、資料5についてご説明いたします。前回の会議のときに河川敷の迷惑利用についてということで、鴨川条例により規制しているもの以外の迷惑な利用について意見交換をしていただいたところでございます。メンバーから既存の法律などで取り締まれない新たな迷惑行為などの巡回指導につきまして、河川管理者だけで行うものではなくて、ボランティアなど住民協働により実施することを検討すべきだというご意見をいただきました。この意見を踏まえまして、具体的な施策とすべきか否かを含めまして、今回意見交換を深めていただくために議題とさせていただいております。

資料に意見交換のための視点といったものをまとめさせていただいております。今回意見交換していただきたいものとして、対象行為の明確化、迷惑行為の定義、対応する行為の絞り込みということで、例えば迷惑行為のどのような行為を対象にしてこういった巡回指導とかボランティアでやっていただくことができるか、それから、2番目で、具体的な対応策として、ボランティアを行う範囲、既存団体との調整、役割分担をどこまでやっていただくかとか、どういった範囲でやっていただくか、そういったこと、それから、ボランティアの活動支援のあり方として、住民とのトラブルの回避方策と。ボランティアの方が声かけとか指導をした場合のトラブルの対応とかをどうするか、こういった視点で意見

交換のほうをお願いしたいというふうに考えております。

それから、参考までに資料の2枚目に、前回の資料をつけております。それから、その次に、前回河川レンジャーというお話というか言葉が出ましたので、淀川管内の河川レンジャーの概要の資料を参考につけております。

それから、4枚目に、迷惑行為に関する法律、条例の抜粋をつけております。これは、例えば軽犯罪法でございましたら、11とか12、この辺ですね。例えば12でしたら、犬の解放とかこういったことをしてはならないという規定も軽犯罪法にはありますし、後ろに京都府の迷惑行為防止条例を参考につけておりますけれども、例えば第2条の2では、公衆に不安を与えるような、公共の場所、公共の乗り物において例えば刃物とか鉄棒とか木刀その他を身体に危害を加えるのに使用されるようなもの公衆に不安を覚えさせるような仕方で携帯してはならないとか、こういったものもございますし、その次の京都府の都市公園条例では、都市公園において、こういった行為をしてはならないというふうな規定もございます。それから、一番下のところで、動物の飼養管理と愛護に関する条例というのがありまして、この4条のところでは、犬の所有者等の規定がございまして、例えば第3項では、犬の所有者は道路、公園、広場その他の公共施設を飼い犬の糞便により汚さないようにしなければならないといった、こういうことを規定した条例もございます。こういう法律、条例を参考に抜粋をつけさせていただいております。

それから、資料以外で関連することですが、京都府では、以前に河川の愛護推進員という制度をやっておりました。それをちょっとご説明いたしますけれども、平成5年から平成18年度まで一般の方に河川の愛護思想の普及啓発とか河川にかかわる情報提供を目的として、有償で河川巡視をしていただくという、河川愛護推進員という制度を設けておりました。しかし、住民意識の変化等によりまして、各地域において住民により自主的な活動や多様な形での河川愛護活動が進められるようになりましたので、それと日常的に地域住民から電話とか来訪によって不法投棄などの河川情報が寄せられていることもありまして、この河川愛護推進員という制度が目的は既に達成したものというふうに判断をしまして、平成18年度をもって廃止をいたしております。過去にこのような制度があったということをご紹介しておきます。

それと、先ほど資料でお配りしたと言いました淀川の河川レンジャーでございますけれ ども、これにつきましては、国土交通省がやっておりますもので、現在27名の方が活動を されております。その事務局には国土交通省の専属の職員が数名配置をされているという ふうな、そういった体制でやっているというふうに伺っております。これらの活動もボラ ンティアではなくて、有償で活動費とか交通費を支払っているというふうなものでござい ます。

資料の関係等の説明は以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。この会議でご意見をいただきましたものの中に、河川管理のためのボランティアとかあるいは河川レンジャーという用語も出てきていたということから、それを改めて意見交換の議題にさせていただこうということで、事務局のほうで資料を準備していただいたというものでございます。先ほども三谷委員のほうから、不法投棄というかごみの処理のためにご尽力いただいているけど、なかなか大変だというようなご議論もございましたが、そのことについて、どのようにすべきかとか、どういったことが注意事項として必要なのだろうというご意見をいろいろな角度からいただけたらというふうに思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○中村

迷惑行為への対応について、すっごく難しい問題だと思います。今、事務局から説明いただいた中で河川レンジャーについてですが、私は桂川の河川レンジャーです。発足当時から河川レンジャーをやっておりますが、迷惑行為への対応とか、こういったことは一切やっておりません。川で市民が何か川とかかわれるような活動をするとか、川のことを知ってもらうためにいろんな活動をすると、そういったことをやっておりますが、パトロールとか、こういった迷惑行為への対応というふうなことは淀川流域の河川レンジャーは皆やっておりません。対応しておりません。

それと、私は鴨川を巡視させてもらっていますが、これは京都府の鳥獣保護員、昔鳥獣保護員と言っていました、現在は緑の指導員と言っていますが、その仕事の関係で月に何回か河川敷を車でゆっくりと歩きながら鳥の生息状況を見ながら、エサやり、度を超えたようなエサやりをしておられた場合は、京都府と一緒につくったチラシをお渡しして、読んどいてくださいねみたいな形、それとか、トビにエサを与えている人に対しては、こういったお弁当をとられたり、ほっぺたを爪でひっかかれたり、こんな事故もあるのですよ

というふうな話をする程度です。京都府のチラシとか、そういう文書なんか、看板とかがあれば、そういったことを注意することはできますが、個人的にそういうことだめではないですかというふうな言い方、そういうふうな対応は絶対にしないほうがいいというふうに指導もされていますし、最終的に責任をとるということが多分できないと思うのですね。ですから、この問題についてはものすごく難しいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○松井

ちょっとお聞きしたいのですけれども、河川レンジャーというのは管轄は国交省。

○中村

そうです。

○松井

国交省が中心なのですか。

○中村

そうです。

○松井

国交省が中心というと。

○中村

中心ではなくて、国交省が任命しています。

○松井

国交省の任命。

○中村

そうです。

○松井

その河川領域の府町村は入らないということですか。入らないというか、京都府とか。

○中村

入らないのです。国土交通省の中に淀川流域、桂川流域、木津川流域、宇治川流域があるのですが、鴨川は京都府の所管ですから。それぞれの流域に河川レンジャーがいます。 が、その流域の中で活動しているので、私は桂川の流域の中で活動しています。

○田中

国の管理河川なんです。国の。

○中村

そうです。国の管理河川だけです。

○金田座長

一級河川はそういう形なのだろうと思います。

○中村

鴨川も一級河川ですが、鴨川は京都府です。

○金田座長

京都府ですね。京都府に管理が、知事に管理が移管されているということですので。

○松井

なるほどね。独自のものはないんですね、例えば京都府は京都府の、大阪府は大阪府の という。

○中村

淀川流域の河川レンジャーは大阪の人です。ですから、国交省ですから、近畿地方整備 局が仕切っていますから、京都、大阪、兵庫、滋賀、そこのそれぞれの流域の中に河川レ ンジャーがいます。

○松井

組織としては国交省で、資金的にも国交省から出ると。

○中村

国交省です、はい。

○松井

ということですか。わかりました。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

この条例が施行されてから、京都土木事務所のほうから今の条例の指導員、監視員ですかな、適時各今のバーベキューの禁止区域とかというような箇所で、監視なさっている状態はありますわね。それとまた別個ということですか、これは。

○金田座長

はい、どうぞ、事務局。

○事務局(福井)

それとは別です。ボランティアでやっていただけることをこの前提案いただいたような 趣旨で検討していただきたいと。

○杉江

そうすると、今の河川レンジャーまではいかなくても、少なくともちょっと以前から私 も提案させていただいておるのですけれども、特にこの鴨川の場合は、流域のほうの住民 らに、それから地域の組織ですね、そういった自治会組織とか、そういうような形との連 携のほうがより場所によっても、どういうか、鴨川を思う人たちが違うと思うんですよ。 上流は上流、手前どものほうの活動している会には、それこそ上流から中流、下流域のほ うでいろんな地域の自治会的な感覚でのサークルなり団体等々があるのですけれども、や はり地域との連携、大事なのは、来られる方、地域と人との鴨川とのかかわり、コミュニ ケーションみたいな感覚で、場所によって全然異なると思うんですよ。だから、場所に応 じた、もし、こういう形が実現するのであれば、地域住民とのそれこそネットワークみた いな形で進んでいかれたほうが、特に今、どういうのか、五条から来た、今後また下流域 整備なされます、特に下流域の場合は畑、それから工場関係とか結構たくさんありますの で、それこそ中流、上流よりかは人の接近度合いが少ないと思うのですよ。いかにして今 度寄せるかということですので、今後のほうの下流域のほうの整備も踏まえて、もしでき ればこの、恐らく今現在では実行しようと思ったら、五条もしくは七条塩小路ぐらいから 北に向かってのことになると思いますので、ちょっと、そういうネットワーク的な感覚で のことを、マンツーマンみたいな形で事務局のほうとしてもちょっと考えていただいたほ うがいいと思っております。

○金田座長

はい、どうぞ。

○菅

菅です。迷惑行為への対応ということで、いろんな形の、仮にボランティア体制をとるにしてもいろんな形の対応があるかと思うのですけれども、私はひとつ、植物園の保全ですね、植物園の中でやはりこういうことについてのボランティア視線でやっておられるの

を体験してきました。それは半木の会という名前で、ボランティアを募って、主にそういう迷惑行為だけでなくて、ごみが落ちてないかとか、草花が枯れていないか、枝が折れてないかと植物園全般のそういったことを含めてボランティアで巡回をするという。多分2名単位だったと思います。これが10年以上続いていて、結構好評なのです。ボランティアしたい人が満員になりまして、競争率が出るぐらいの数なのですけれども。要するに、迷惑行為への対応というそれだけに絞ると、なり手も少ないし、やる人もやりにくいと思います。確かに先ほど中村さんがおっしゃったように。それだけ注意したり、むしろ、これも含めたいわゆる保全管理というのでしょうか、ごみが落ちてないかとか、枝が折れてないかと、まさに植物園のボランティアがやっているように、そういう幅の広い形の保全ということで、その中に一つ迷惑のそういう注意もありますよということにしてはどうかなと思うのです。

それと、もう一つ、当然こういう迷惑条例だとか、迷惑な行為については、何らかの表示を、前回も申し合わせで、看板みたいなのをつくろうかということになっていたと思うのですけれども、その看板に書き切れない迷惑行為というのが結構あると思うんですね。その解釈というか、具体化というのが非常に難しいと思うのですけれども、そういったことについての迷惑行為については、禁止というよりも抑制ということになってくるのではないかと思います。例えば、気をつけてくださいねとか音を小さくしてくださいねとか、いろんな形で。あきませんよではなくて、ちょっと気をつけてくださいよと、そういう形でのいわゆる注意というのでしょうか、そういったことも含める、何ていうのでしょう、単なる禁止だけでなく、そういったことも含めた鴨川の保全管理という形でのボランティアシステムというのがいいのではないかと考えております。

以上です。

○金田座長

はい、ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○池永

たしか二、三週間ほど前の朝日新聞だったのですけれども、ちょっと私切り抜くのを忘れたんですけれども、どこかの地方自治会で、条例、かなり広範に規制した条例を制定するというのが記事に載っていて、どなたか御存じかもわかりませんけれども、かなり網羅的に書かれていた条例であって、これはいいなと思って、ついつい持ってくるのを忘れて

いたのですけれども。まず、やはり明確に条例で禁止されている行為かどうかというのを、 現在の鴨川条例の範囲を拡大するなり、罰則を強化するなり、やはりその辺は一つ明確に しておかないと、主観的な判断基準でやるということにはならないと思うんですよね。

もう一つは、私は前回も申しましたが、河川敷等は庶民の遊び場でもあるわけで、余り規制規制と言うのはよくないと思っていますけれども。ただ、基本的にやはり今鴨川条例ではロケット花火等のあまりごくまれに起こるようなことの規制は入っていますけれども、もうちょっとやはり日常的な迷惑行為になるような迷惑行為に対して網がかかっていないと。やはりそれをある程度確定していくのが必要じゃないかと思うんですよね。それがあって初めて一定の線引きができるわけですから。それと同時に、やはり先ほどおっしゃったように、これを市民が同じ市民に対して縛りをかけるような形というのは非常に多分難しい話で、やはり明確に条例でこれは禁止されていることをまず確定するのがやはり先ではないかというふうに思います。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○杉江

結構難しいと思いますよ、これ。例えば、今の条例の監視員の場合は、一応土木事務所から委嘱を受けてという形で、身分もちゃんと嘱託的な対応か知りませんけれども、正式な職員であってもそういう立場で管理者の位置づけで、バーベキューだめですよとか、こういう迷惑行為だめですよとか指導ができても、一般のボランティア、何の権限もない人間が、さあ、果たしてそうした場合はほとんどトラブルが起こりますし、それと、例えばその監視員だけでもだめということで警備員が別につけておられるでしょう。恐らくそれはトラブルを想定なさっていると思っているんです。だから、我々、鴨川美化運動やっていても、安易に声かけて、「これあかんで、ルール違反やで」ということが言いづらいとき結構あるんですよ。相手は本気になってかかってくるからね。「おまえ、そんなん言える立場か」というような感覚ですよ。

ですから、我々はあくまでも行動で、背中を見てもらうと。単なる鴨川の美化運動を やっている、いわゆるある面からいうたらごみ拾いの会ですよと。「君たち、ごみをほか さないでくださいよ」と、「自転車こんなん放置したらあかんでしょう」とか、そういう 程度しかできないと思うんですよ。だから、今後そういった位置づけで地域のネットワークをつくって、サークル、それこそ、どこからどこまではとか、それはやっぱり自治会とか今のサークル、団体等々、ただ、寄せ集めでは無理だと思うんです。毎日そんなの見られませんしね。

一つの例として、よく御存じのほうの、鴨川のみそそぎですね、ちょうど夷川橋から ちょうど銅駝校のとこからですね、それから二条までがホタル水路がございますね。あこ の維持管理といったらおかしいけど、我々と同じ参画団体で、鴨川みそそぎ会というのが あるんです。そこがやっぱりごみを拾ったり、それから、それこそホームレスの人が護岸 に結構いろんなもんを置いたりするんですよ。そういったほうを注意したりとか、清掃活 動とか、そんなのを定期的にやっておられるのです。だから、そういった組織を各流域に つくっていくというのが大事だと思います。特に、きょうも私の席の隣におられます納涼 床の協同組合なんかは、今の話、100近い組合員さんが加盟しておられます。我々鴨川の 一斉清掃のときに呼びかけると、組合員さんが、みんな川入って、掃除したり、結構なさ れます。ですから、地域のほうでこういったボランティアの方々に鴨川の良好な河川を保 つために協力してもらいたいというような形での位置づけが適切だと思います。遠いとこ ろから無理ですわ、現実。ですから、北やったら北、例えば北大路から上とか、御薗橋、 手前どもは例えば御薗橋のほうの右岸の場合やったら御薗橋の801の商店街があります。 北のほうのボーイスカウトの関係とか、それから、北大路のほうであれば、北大路の商店 街の関係とか、そういうエリアエリアで地域住民とのネットワークを構築することによっ て根づいていくと、こう思っておりますので、そういったことも考慮して、やっぱり事務 局も考えていただきたいと思います。

以上です。

○金田座長

ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○田中

やっぱり大きく分けて、モラル的なものと違法的なものと、大きく分けてあると思いますので、モラル的なことをゼロか10とかというようなことがまず不可能なことですので、 1人でも2人でも認識が出てきて、今までしていた行為について実際これはやめようという人が少しでもふえていくような何かそういう活動を、地道にこれから広げていく手立て を考えていくことは僕は大事だと思っています。

確かにこういう今の状況ですから、先ほども出ていましたように、ちょっと意見をすればどんな怖い人かもわかりませんし、けがでもしたら、一体だれが責任とるのだということも出てきますし、現実の問題としてはやっぱりいろんな難しい問題が出てくると。繰り返すようですけれども、杉江さんの話をまとめれば、ゾーニング的なもので上流、中流、下流ぐらいに分けて、違法性とモラル性に分ける行為も考えるべきと思います。違法行為について、それは警察と連絡し合うこと。例えば、今、現実に上流域ではごみの不法投棄につきましてはすぐに警察に連絡することになっていますし、それは地域ぐるみでいつも監視しながら日常的にやっているということです。又生物についても、外来魚を川に放流することも悪いことですし、言えば、迷惑どころではない、大きな生態系の問題です。もうご承知と思いますが、鴨川のオオサンショウウオはもう90%中国との混血になってしまいまして、昔からいた在来のオオサンショウウオは本当にまれになってきたということも含めて、生態系の問題もかかわってくるわけですので、非常に広範囲にわたってこれは考えねばなりませんので、まず違法的な問題から自分1人でやるんじゃなくて、ゾーニングの人たちと話し合って、上流下流の、そういうコミュニケーションから始めてつくり上げていったほうがいいのでないかと、こう思います。

○金田座長

ありがとうございます。なかなかデリケートな問題でいろんな問題が複雑に絡まっていますから、難しいというご指摘なのですが、1つは、その流域の場所によって性格が違うというご指摘もありましたし、その流域の自治会等の活動とも密接に絡まるというご指摘もありました。それから一方、条例で明確に書いてないことについて触れるというのはなかなか難しいことであると。したがって、ここに書いてある迷惑行為の定義ということもありますが、迷惑行為自体もさらに区分して考える必要があるかもしれないというようなご指摘だったろうと思いますし、そのモラルを高めるような形のあるいは認識を深めるような形の活動は何らか、しかしながら必要であろうというようなご意見もありましたし、なかなかデリケートな問題でそう簡単にはいかないわけですが、ほかに何かご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○川﨑副座長

苦情の中で書かれております自転車の件ですけれども、これは自転車のスピードを構造的に抑制するのは、例えば先ほど議論にありました資料1の整備イメージ図のところの1枚目のところと2枚目のところで、石の通路のようなものが置いてありましたですけれども、これは私の意見を事務局に言ったときに、こういう石のやつというのはつまずいたりして危ないので、砂が削れてくると危ないということがあったのですけれども、こんなに、頻繁に置くことはないのかもしれませんが、自動車のスピード抑制のためにハンプとかを考えているように、この石畳、石の通路みたいなものをどこかで入れておくのも自転車のスピード抑制につながるかもしれませんので、慎重に安全性等のことで議論ですけれども、スピード抑制の件を構造的に、例えば植え込みなんかも道と芝生との間のところに低木植栽の配置の仕方とか、先ほどのやつだとかを配置をして、スピード抑制に構造的に検討するという点も一つあるかもしれませんと思いました。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。既に存在する苦情にかかわる話も今ご指摘いただきましたが、 いかがでしょうか。ほかにご意見ございませんでしょうか。

ちょっと順番にこう、こう、こう、いきますので、お願いします。

○土居

まだ出ていない視点として、いわゆる学生さんがなさる迷惑行為と申しますか、できま したら小中高、学校教育の中で鴨川での健全な遊び方みたいな、そういったものも学校教 育等に入れていただければなというふうに思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。どうぞ。

○高橋

いろいろ意見が出ているのですけれども、一番最初の意見交換の視点というところに対象行為の明確化ということが掲げられていると思うのですけれども、こういうことをまず鴨川に当てはめるとどうなるかということをまず確定する。では、それに対して、どういう対策がとれるのかということを次に考えていくという考え方が大事なのではないかなという気がします。これは非常にデリケートであるとか、一部分をとらまえて話をしている

と、限りないと思うので、例えば、軽犯罪法の中では、これとこれとこれが鴨川に関する軽犯罪法の抜粋かなと、あるいは、ここに抜粋されていますけれども、京都府の迷惑行為の中で鴨川に関するものはどれかというふうなことをまず抜粋して、そのためそれをどういうふうに改善していくのかと、次のステップに進むと。でないと、単発的な話だけはなかなか結論が出ないと思いますので、そういうふうに一度、事務局の方がお考えになるのか、ここで協議をして、1条ずつ、あるいは禁止の方向、あるいは制限の方向であるといったものをここで検討するのか、一度お考えいただいて、まとめていかないと、時間が幾らあっても足りないのではないかなという気がします。確かにこれを今ざっと読むと、鴨川に関係するなというふうなものと、全く関係しないなというものがあるので、一度その辺を絞り込んでいただければいいのかなというふうに思っております。

○金田座長

ありがとうございます。それでは、お願いします。

○松井

強制力のあるものとしては軽犯罪法ですね。これが強制力があって、あとの条例というのは、そう、やはりモラル等の関係があって、そう強制力はないと。ただし、各迷惑条例、ネットで見ると、全国の迷惑条例というのは一覧で出てきますけれども、各都道府県によって違うのですけれども、鴨川会議ですから、鴨川に関する迷惑行為ですね、それに限って追加できるものがあれば、京都府迷惑行為防止条例に入れていけばいいと思うのですけれども、各条例とも見ていると、かなりできているのが古いですよね。軽犯罪法は昭和23年、これはやむを得ないでしょうけれども、これに関してもちょっともう60年もたっているような法律ですから。あと、京都府都市公園条例、動物飼育管理、相当年数がたっているのに、あんまり変わってないのかなとは思うんです。時代が5年、10年ですごく変わるのに、余りこれだけ条例が変わらないというのも不思議な気もしますし。鴨川会議においては、ビニールシートを花見のときには敷かないとか、この前も言いましたけど、滋賀県の迷惑防止条例に入っているような文言を加えていけるように討議していけばいいと思います。

ちょっと考えたところでは、各条例ともが改善されてない、古いなという気がするので すけれども。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

そういたしますと、ただいまご指摘いただきましたように、いろんな問題がありまして、どういうふうに対応するか、どういうふうに扱うかということ自体にも問題があるわけですが、いかがでしょうか、事務局のほうで本日いただきましたようなご意見を受けて、次のときまでに少し論点などをもう少し、今のところは視点を3つに上げていただいておりますけれども、もう少し条例とのかかわりとか、特にこの河川敷の鴨川条例にかかわる部分とかというようなところを少し明確に問題点を考えながら、もう少し整理を進めていただいて、もう一度議論をさせていただくというのも一つの方法だと思うのですが、いかがでしょうか。

とりあえず、そうしましたら、事務局のほうで、本日いただきましたような意見を参考 にして、少し整理をしていただけませんでしょうか。

○事務局(福井)

そしたら、本日いろいろとご意見をいただきましたので、再度整理しまして、継続して 議題とさせていただきます。

○金田座長

ありがとうございます。

(3) 鴨川等の中州管理について

○金田座長

それでは、そういうふうに進めさせていただくことにいたしまして、引き続きでございますが、次の議題に入らせていただきたいと思います。意見交換の3番目ですが、鴨川等の中州管理についてということでございます。まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局(福井)

それでは資料6についてご説明申し上げます。鴨川、高野川における中州管理については、以前から府民会議でも議論してきましたとおり、定期的な生物等の調査を行うこととしておりまして、今回の資料につきましては、前年度の中州の除去を行った4カ所につい

て植物、生物等に関する事前事後の調査を行いましたので、その結果の概要について資料 のとおりまとめたものでございます。

調査しましたところは、昨年度中州の管理をいたしました4カ所でございます。それから、現地調査としまして、底生動物の定量調査、定性調査、それから、ゲンジボタルの幼虫の調査、それから植物の植生、植物相の調査、このあたりをやっております。それから、調査時期につきましては、底生動物につきましては、昨年9月とことしの5月、9月。それからゲンジボタルにつきましては、昨年9月とことしにつきましては事後調査については12月に実施を予定しております。それから、植生につきましては、昨年9月とことしの9月。植物相については、昨年9月とことしの9月という形でございます。

それから、別紙のほうに調査のグラフなり図をつけておりますけれども、これをまとめました調査の結果というのが、この後ろ側のところにございまして、植物の関係につきましては、全体的に確認種数が、事前、事後で約2倍に増加をしております。99種が191種になったと。それから、中州管理後の裸地に1年草が多数侵入定着したためというふうに分析をしております。それから、区間の2、これは賀茂大橋から葵橋のところですけれども、カワヂシャという植物が事前に確認されておりましたけれども、事後は確認できておりません。これも自然状態でも生育箇所が年によってまた変化をしますので、因果関係については不明ということでございます。

それから、外来種の割合については、今のところ変化なしと。ただ、今後も継続して確認する予定でございます。それから、特定外来生物のアレチウリですけれども、事前事後で成育場所が大きく減少しております。オオフサモは事前に確認されておりますが、事後には未確認と。それから、オオカワヂシャについては、事前事後で成育場所が拡大しているということです。この辺も今後も継続して確認する予定でございます。

それから、底生動物ですが、これももう一つの別紙の下のところのグラフでございますけれども、ユスリカ類、ハエ目ですけれども、事前事後で90%以上減少したということでございます。これは、硬化した中州を一部除去するなどの手を加えたために生息場所の砂とか泥などの堆積物が流されたためというふうに分析しているところでございます。

こういった今の時点での調査の結果でございますけれども、植物の種類の増加や底生成物の固体種の減少などについて、現段階でもさまざまな特徴が見られますけれども、中州の除去をしまして、まだ半年たった時点での調査結果でございますので、傾向については

今後も調査を積み重ねることによって分析をして、今後の中州管理のあり方に反映させて いこうというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。何かご質問ございますか。どうぞ。

○池永

前回の会議で私のほうからどういう検証の仕方をされておられるのかということの質問 の一定の調査報告をしていただいかと思うのですけれども、私のほうは、高野川沿いに住 んでおりますので、高野橋、北大路通りと川端通りの交差点のところですね、そこの高野 橋から少し下がったところ、ほとんど毎日見ておりますので、よく見ておりますけれども、 前回、カワニナ及びホタルはぼほ壊滅に近い状態になりましたというご報告をさしていた だいたかと思います。高野橋の下というのは、中州を一部撤去されたのは高野橋の上流 300m近辺を100mぐらい撤去されたのではないかと思いますけれども、そこからすれば数 百m下がったところで今言ったような状況になっています。この夏過ぎて、もう一つ非常 に特徴的な形で気がつきましたことは、多分春先なり夏ぐらいから川面が銀色に光ります、 魚が藻を食うときに体をネジリうろこが太陽の光できらきら光って、非常にきれいに川面 が光ります。そういった景観はことしはほとんど見られなかったです。多分これは鴨川の かなり下流域というか、御池通りとかその辺を含めて、そういう傾向になったのではない かというふうに私は見ておりますけれども、そういった意味で、この調査の植生なりポイ ントという対象物が植物なり生物学的に意味のある調査対象なのかもわかりませんけれど も、我々が一般的に観察できるたぐいとしましては、魚であったりホタルであったりする わけなのですけれども、そういったところの観察の対象領域というか、固体が若干、ちょ っとよくわからないなというのが一つです。

評価に関しましては、ですから非常にやはり今回と同じような中州、寄州の撤去のやり方を続ければ、鴨川、高野川における植生及び動植物に、かなりのダメージが出てくるだろうというふうに思います。特に今回検証されて、その結果が当初の予測とどのくらい違ったかというのがもう一つの判断の基準になるかと思うのですけれども、多分行政の方も思っていたよりはあらゆる意味での影響は大きかったのではないかという評価をしていらっしゃるのではないかというふうに私は思っております。肝心要の洪水対策というのが一

番大きな眼目だったと思うのですけれども、およそ御池通りから四条通りまでの特に右岸ですね、ほぼ川面に近いところの岸壁がほぼはがれかかっていると。多分来年の夏の大雨で崩れるところが結構ふえてくるのではないかというふうに思います。これは、多分寄り州を撤去した影響が非常に大きくて、水のエネルギーですき間から激流が入ってはがれていっているのだろうと思うのですけれどもね。

そういう意味で、やはりこの冬から春にかけて、もう一度多分違う場所をやられると思うのですけれども、今年度は総括を慎重に検証した上で、手をかけていただきたいと。特に春先になりますと、雨もかなり降ってきますので、そこで浚渫した泥がかなり流れて、去年は、去年というかことしの春先ですよね、泥が流れることによってそういう川底の微生物等影響を受けたというふうに思っています。多分その結果ではないかと思うのですけれども、私はちょっとびっくりしたのは、太陽の光によって川面が泥水色に見えたときがあったんです。何か泥が流れてきているのかなと。ぱっとよく見ましたら、川底のいちめんが茶色いですから、藻といいますかね、これが非常にこびりついていますね、従来よりも。これは多分中州等を撤去して植物がそういう有機物の吸着能力が落ちた川底にそういった藻類が非常にふえたか、それとも藻を食べる生物がかなり壊滅的打撃を受けることによってそういう結果を招いたのではないかというふうには推測しておりますけれども、詳しい科学的な検証はやっていただけたらいいと思うのですけれども。ただ、ことしと同じやり方で、この12月ぐらいから来年の3月までやられるということに関しては、やはり再検証、かなりじっくりしてから着手していただきたいというふうに思っております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。魚類の点とこの評価の点のご指摘ですが、ほかにご意 見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○高橋

調査結果の植物と底生動物というのが出ているのですけれども、これは恐らく私が思うには中州だけではないような気がするのです。といいますのは、たまたま志久呂橋から五条大橋ぐらいまでを週に2回ほど走りますので、気がついたのが鴨川への流入口が非常に多いなと。志久呂橋から五条大橋までで49カ所から鴨川へいろんな水が入っているのですね。その水の水質の影響というのが随分川の動植物に与えているのではないかなという気がします。中州がなかっても、あってもという言い方はちょっと変ですけれども、中州の

影響も大変大きいと思うのですけれども、今言いましたように49カ所も志久呂橋から五条までの間に鴨川への流入がありますので、その水質も調査をされたほうが動植物の変化というのがよりわかるのではないかという気がします。

動植物の変化はよくわからないですけれども、最近は非常に大きなコイがたくさん見られます。特に鴨川ですね。五、六十cmぐらいの、中にはニシキゴイも見られますし、環境がよくなってきているのか悪くなってきているのかよくわからないですけれども、そういうこともありますので、今後調査をされるときにはちょっと意識されたほうがいいのではないかなという気がします。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。

〇田中

今のはオーバーフローする下水のところも入れておられるのですか。

○高橋

下水とか排水口が複数。

○田中

雨が降ってオーバーフローして出てきますよね。

○高橋

はい。

○田中

それも入れておられるの。

○高橋

そうです。ちょっとつけ加えますと、その排水口の近くの石が先ほどおっしゃっていたように、非常に苔がついているというか、ヘドロがついているというか、そういうことも非常に目につきました。ので、ちょっと排水口付近も一度ご検討いただければと思います。

○金田座長

ほかにご意見。どうぞ。

○大牟田

これを見ていて、すごくおもしろいのですけれども、やっぱりちょっと汚れた川という

ことになっています。シマトビゲラや何かがいますし、コガタシマトビゲラというのは結構、ちょっと汚れたところにいるので、やっぱり鴨川の上流なのにちょっと汚れているなと思います。

このハエ目ですけれども、私がずっとこの北大路から散歩しているのですが、とてもユスリカが多いのです。この結果を見て、ああ、そうか、やっぱり中州も十何年、20年近く取ってないからなのだなと改めて思いました。だから、取ることも取らないこともいろいろいい点、悪い点あると思います。それで、取ったらいろんな底生生物がいろいろ出てきているので、これもおもしろいなと思います。

アレウチウリなのですが、ことしは大雨が降ったのでほとんどアレチウリを見ることができなくて、去年だったからこんなふうにアレチウリがいっぱいあるのだなと。

それと、中州というのはおもしろいのですよ。毎年植生が違うのです。去年までは何かヒマワリみたいな花が一面に咲いていて、真っ黄色で、だけど、ことしは全くなかった。だから、やっぱり自然の攪乱、洪水みたいにいっぱい水が流れるというのも川にとっては大事なことなのだなと思います。

やっぱり中州はあんまり、例えば北大路橋の下なんかは本当に大きくなりましたし、少しは、鳥のためにはそうかもしれませんけど、少しは取る必要があるのではないかと。さっきおっしゃったように、私も寄り州は少し残してもらいたいのですが、ことしもやっぱり寄り州は全部取ってしまわれるのでしょうか。寄り州があるとイトトンボなんかが飛んでいて、見ることができるのですが、中州だけだと、イトトンボが飛んでいることも見られないという。だから、いろんな問題があるから、河川課のほうでは試行錯誤とおっしゃっているのですから、やっぱりそれを信じて、試行錯誤でやっていただけたらいいなと。できたら、寄り州もちょっと残してみて、試行錯誤でお願いいたします。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにご意見はございませんか。ちょっと一度、どうぞ、お 先にお願いします。

○菅

幾つかの限られた生き物の調査ということで、その限りではこれぐらいかなということになるのですが、例えばこういった生き物、水生の生き物が減ることによって、先ほどもお話がありました魚が減っているみたいだと。例えば、その魚を食べる水鳥がどうである

とか、あるいは昆虫がどうなったかとか、総合的に見ると、かなり影響が大きいかもわからないのではないかと思います。やはり限定されたものについての調査ということですから、その辺の判断の仕方が限られてくると思いますし、例えば、中村さんどうでしょう、 鳥のあれなんかは何かデータあるのでしょうか。野鳥の会のほうで。

○中村

中州を除去された後、京都府のほうがコンサルを通じて調査をされたのですね。その結果を今月の何日でしたか。来週でしたか。再来週に事務所のほうに報告を持ってきていただけるということで、楽しみにしているのです。

○金田座長

まだご意見があるかもしれませんが、一度事務局何かご発言があるかもしれません。ちょっと一遍お願いいたします。

○事務局

いろんなご意見をいただいて、大変貴重な意見で今後の参考にさせていただきたいんですが。説明の中で、最初の説明でも言わせていただきましたが、まだことしの3月まで除却かかりまして、半年後の調査しかしておりません。先ほど菅委員のほうが言われましたように、これだけのデータでほかの生物、鳥類とかに対する影響とか、ほかへのいわゆる食物連鎖とか、そういうような観点でほかへの影響はどうなのかというところはもう少しやはり時間をかけて見てみないとわからないのかなというふうに考えております。

それと、寄り州を残してほしいとか、寄り州が取られたために護岸に影響が出ているというお話がございましたが、それにつきましても、私どもも把握しておりまして、すべて取ってしまったためにそうなったのか、もともと隠れていただけで弱いところが出てきたのか、その辺はことしの工事も含めて検証しながら対応を考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。いろいろな問題がまだすべてわかったわけではなくて、一部出てきているという状況です。先ほど、こういう生物を食べている魚はどうなのか、魚を食べている野鳥などの生物はどうなのかというご意見もありましたが、魚を食べている生物のうちの一人であります私の感覚からすれば、魚には中流域ではそんなに大きな変化はな

さそうな話を聞いておりますが、コイの大きなのは様子がわからないのですが、何か自宅で飼いきれなくなった大きなコイを放しに来る人が結構いるようでして、それが一つ問題にはなっているようです。全く統計的な調査をしているわけではなくて、個別に話を聞いているだけなのですけれども、そういうケースも少なくともあるようです。

したがって、いろいろ問題があるのですが、やはりまだデータは、データだけで判断できるという段階ではなかろうと思いますし、今の事務局の話でも寄り州の件も再検討も含めてちょっと検討してもらっているようでございますし、野鳥のほうのデータもまだこれから出てくるということですので、恐らくもうちょっとデータの蓄積を待たないとよくわからないのだろうと思うのですが、それは引き続きお願いするといたしまして、このことについてご意見はほかにございますでしょうか。

はい。

○池永

そもそも中州とか寄り州を撤去しようというのは、河川の洪水対策がメインだと思うのですけれども、多分、この間の話を聞いていましたが、ほかにも多分景観上の問題と、あと水質上の、大きくこの3つぐらい。中でも行政的には洪水対策がメインに当然置かれているというふうに思うのですけれども、あと2点の問題ですね。景観上の問題に関しまして、これは私の非常に主観的な意見ですけれども、三条なり四条大橋から鴨川を見ましたら、寄り州、中州なくなって、石ころの上にきれいな水が流れているという状況が見えますよね。私なんかの情感から言えば、寄り州なり中州があってこの季節になれば、ハギの花が咲いていたり、ススキがところどころあるような、こういう景観のほうが非常にすとんと落ちてくるという情感を持っていますけれども、これは人によりけりで、何とも言えませんけれども、やはり洪水対策をメーンに置かれるというのはわかるのですけれども、やはり景観の問題、もう一つは水質ですよね、やはり中州が撤去されて、どうなったかというのをもう一つのメルクマールとして、一回検討していただきたいと。

この水質に関しまして、先ほど川底に結構茶色の藻が、藻だと思うのですけれども、 生えているという話をしましたけれども、高野川の上流に比叡山からおりてくる修学院離 宮の横を通る音羽川というのがございます。音羽川の上流に大分昔砂防ダムができて、そ こからの砂の補給がなくなりました。ある台風が来たときに、その砂防ダムが全部埋まり まして、1年か2年そのまま放置されていた間に、そこから砂が結構高野川にまで流れて きて、高野川の川面がものすごくきれいになりました、一時。そういった意味で、今、多 分河川工学等のそういう業界といいますか、学会の中でも砂の補給の重要性というのは多 分語られているのだろうと思うのですけれども、中州管理とも絡むと思うのですけれども、 余計堆積物がふえるかもわかりませんけれども、それがやはり水質の向上、あるいは生物 等の共存にとってどうなのかということを含めて、もうちょっと中州及び寄り州の撤去に 関しては、もう少し広い観点で、やはり多少見直しはかける必要があるのではないかとい うふうに思います。

○金田座長

ありがとうございます。先ほどからご指摘いただいている雨水と混合の下水の流入口だとか水質という問題のご指摘を受けていますが、その件に関して何か事務局のほうで。 ○事務局(田井中)

その辺について私から。当然御存じのように京都市内は旧市街地を中心に合流式と申し まして雨水と汚水が一緒に流れて処理場に行く。山科とか、あるいは北のところで、近年 下水を整備されたところは分流式と申しまして、汚水は汚水だけ、雨水は雨水管を通じて 川に流れ込むというような方式になっておるのですが、京都は特に市内、鴨川の周辺につ きましては、早くから下水道が整備されたということで、合流式と申しまして、汚水と雨 水が一緒に流れるタイプでございますので、今京都市のほうで合流式下水道の改善という ことで、汚水と雨水の流れ込みを、回数を半減させようということで今取り組んでおられ るというふうに聞いています。全体エリア内の約38%、4割弱ぐらいが今対策が済んだと いうことで聞いておりまして、この鴨川周辺につきましては、川端通りの中に雨水貯留管 と申しまして、もう一方は下水道の管を、大きな管を埋め込まれて、今までだったらすぐ に鴨川に流れ込んだやつを、その汚水貯留管みたいなところにためながら、少し時差をつ くって処理場に持っていくことによって、汚水の処理能力を超えないような形でしていこ うと。ただ、どうしても今皆さん御存じように、ゲリラ豪雨と称される非常に降雨量の強 い雨もよく降るようになっておりますので、そのときにはやはり若干流れ込むようなこと もあると。ただ、今、半減に目指してそういうのもやっておられますし、北大路というか、 東山通りみたいなところにも少しそういうのを入れたり、枝管をこれから接続されて、で きるだけそうやって雨水貯留管に拾えるところを広げていこうと、白川のエリアとかとい うことで取り組んでおられるとは聞いておりまして、前に比べたら汚水の流入回数は減っ

てはおるというふうには聞いておりますけれども、やはり強い降雨強度がピークでぴゅっと立ちますと、どっと下水管に入りますので、そのときにはやはり今でも鴨川に流れ込んでいると。

それと、あと、いわゆる夾雑物みたいなのは取れるように、少しスクリーンみたいなや つも合わせて設置はされてきているということで、昔はよく紙みたいなのが流れるとかい ろいろあったのですが、そういうのは今ほとんど減っておるということも聞いてございま す。

下水道の関係は今のとこ以上でございます。

○金田座長

はい、それが現状のようですが、それに関しましても、データがありましたらまた少し 準備しておいていただいて、ご提供いただけたらと思いますが。

○事務局(田井中)

わかりました。京都市のホームページなどでどういうところに管が入っているとか、あるいは何カ所、鴨川だと二十数箇所だったと思いましたけど、上流から下流まで。どういうところにそういう放流口があるのかとか、そういうデータがありますので、また次回情報提供させていただきます。

○金田座長

はい、よろしくお願いします。

(4) 鴨川四季の日~冬~について

○金田座長

そうしましたら、実は予定の時間が来ているのですが、これに関してもまだ継続的にデータを集めていただいて、検討しないといけないことは多いと思いますが、ちょっと中断する形になりますけれども、先に進めさせていただいてよろしければ、意見交換の最後の「鴨川四季の日~冬~について」という点を急いでご説明をお願いできればと思います。

○事務局(福井)

それでは、資料7でございますけれども、「鴨川四季の日~冬~について」でございますが、鴨川四季の日~冬~につきましては、来年の2月20日から27日にしたいというふうに考えております。この期間内に予定されている「鴨川探検!再発見!」などを京都府の

ホームページとか庁内での掲示などで広報したいというふうに考えております。 以上でございます。

○金田座長

はい、そういうことで、何かご質問ございますでしょうか。 そうしましたら、珍しく4時半でございますが。

○杉江

ちょっとだけいいかな。

○金田座長

はい。

○杉江

2点ほどあります。1点は、委員に皆さん方にお願い、私の希望として、実は先ほどから橋の下の問題ですね、特にホームレスの関係、京都土木さんのご尽力もあって、結構減っております。その後、また居住できないようにという形で、防護さくをしたりして、やっておられます。ただし、それがいつまで続くかということになりますと問題です。ですから、私の思いとしては、できれば、今までは橋の下、特にホームレスの一時的な場所においては、縁の下というような感覚でした。しかし、できれば、将来は、そこが床の間になるような感覚で、それぞれ委員さんのほう、いろんな思いを今後また事務局のほうに私も含めて提案したいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、きょう京都市さんがお見えでないので、また事務局のほうから言っていただきたいのですけれども、実は橋の上はほとんど道路でございます。必ず雨が降ります。その雨水を処理はどのようになされているかということを総点検していただきたいのです。というのは、直接、例えば、丸太町橋の場合、橋脚に直接落ちるような状態になっているのか、パイプが故障しているのか知りませんけれども、結構見づらい状態になっております。ですから、橋の上の雨水、雨水がどういう処理の方法をなさっているかということを一度京都市さんのほうに鴨川にかかっている各橋のほうを総点検していただきたいと。よろしくお願いします。ちょっと目立つのは丸太町橋です。

○金田座長

そういったデータにつきましても、もし提供していただけるものがありましたら、お願いしたいと思います。検討をお願いいたします。

そういたしますと、長時間にわたりましたが、本日もいろいろ貴重なご意見をいただきました。むしろ、本日いただきました議論を中心に少し整理をして、また引き続き議論をお願いしないといけない部分がたくさんあります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日とりあえずここで会議を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局(田井中)

それでは皆さんどうもありがとうございました。これをもちまして本日の予定はすべて終了してございます。次回の日程につきましては、来年の2月を予定してございます。事務局で調整の上、改めてご連絡をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。